

事務所だより

第158号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

過労死等防止啓発月間

厚生労働省は、11月を「過労死等防止啓発月間」と定めていて、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組が行われます。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。月間中は、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」が開催されるほか、「過重労働解消キャンペーン」として、過労死等につながる過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などの取組が行われます。

【京都労働局の取組概要】

- 1、「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催
民間団体と連携して「過労死等防止対策推進シンポジウム」が開催されます。
- 2、「過重労働解消キャンペーン」の実施
- ① 労使の主體的な取組を促進

キャンペーンの取組の一環として、使用者団体や労働組合に対しキャンペーンへの協力要請が行われます。

また、11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」でもあることから、大企業・親事業者の長時間労働削減等の取組が、下請等中小事業者に「しわ寄せ」を生じさせることのないよう、併せて協力要請等が行われます。

② 京都労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施

京都労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例が収集・紹介されます。

③ 重点監督の実施

過重労働の撲滅に向けて、長時間労働や賃金不払残業が疑われる企業等に対して重点的な監督指導が実施されます。

④ 「特別労働相談」の実施

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）が全国一斉に実施され、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時：令和4年11月5日（土）9:00～17:00 フリー

ダイヤル：0120-794-713（なくしましょう長い残業）

※「過重労働解消相談ダイヤル」

以外にも、11月1日（火）から11月5日（土）を「過重労働相談受付集中期間」とし、京都労働局及び管下各労働基準監督署において、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり相談に対応します。

※「過労死等」とは：業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負担による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

働き過ぎていませんか？

11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

労働基準監督署が相談をお受けします。無料 令和4年11月5日（土）9時～17時 長い残業

過重労働解消相談ダイヤル **0120-794-713**

※全国どこからでも利用できます（スマートフォンやでも無料）※通話料もOK

11月1日・2日・4日・5日は、過重労働相談受付集中期間です！
相談所（労働局）・労働基準監督署（労働局）に相談ください。

労働条件相談ホットライン **0120-811-610** 土・日 17:00～22:00
（厚生労働省労働基準局） 月～金 9:00～21:00

厚生労働省 京都府労働局 労働基準監督署

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

被扶養者資格の再確認

協会けんぽ加入の事業主に
対し、10月下旬から11月初旬
にかけて健康保険の被扶養者
が現在もその状況にあるかを
確認するための「被扶養者状
況リスト」が郵送されていま
す。

この再確認の対象となる被
扶養者は、令和4年9月11日
現在の被扶養者の方です。た
だし、令和4年4月1日以降
に被扶養者となった方は、確
認の対象外となります。

また、被保険者と別居して
いる被扶養者、海外に在住し
ている被扶養者は、被扶養者
状況リストに同封されている
被扶養者現況申立書を記入し、
被扶養者要件を満たしている
ことが確認できる次の書類の
提出が必要です。

●被保険者と別居している被
扶養者 ↓ 仕送りの事実と仕送
り額が確認できる書類（学生
の場合は、添付省略可）

●海外に在住している被扶養
者 ↓ 海外特例要件に該当して
いることが確認できる書類

（１）外国において留学する
る学生

査証（ビザ）、学生証、在学
証明書、入学証明書等の写し

（２）外国に赴任する被保険
者（国民年金第3号被保険者
を扶養する国民年金第2号被
保険者を含む）に同行する者
査証（ビザ）、海外赴任辞令、
海外の公的機関が発行する居
住証明書の写し

（３）観光、保養またはボラ
ンティア活動その他就労以外
の目的で一時的に海外に渡航
する者
査証（ビザ）、ボランティア

派遣期間の証明、ボランティ
アの参加同意書等の写し

（４）被保険者が外国に赴任
している間に当該被保険者と
の身分関係が生じた者であつ
て、（２）に掲げる者と同等
と認められる者

出生や婚姻等を証明する書類
等の写し

（５）（１）から（４）まで
に掲げる者のほか、渡航目的
その他の事情を考慮して日本
国内に生活の基礎があると認
められる者
個別に判断

確認の結果、扶養解除とな

る被扶養者がいる場合は、

「被扶養者調書兼異動届」を
記入して、解除となる者の保
険証と一緒に提出します。

なお、提出期限は令和4年11
月30日です。

11月の労務手続
提出先・納付先

10日

○雇用保険被保険者資格取得
届の提出（10月以降に採用し
た労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○10月分源泉所得税・住民税

の納付 「郵便局または銀行」

30日

○10月分健保・厚年保険料の
納付 「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報
告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・
納付計器使用状況報告書の提
出 「公共職業安定所」

その他

○年末調整の申告書配布と回
収

編集後記

マイナンバーカードを利用
して失業給付認定手続きがで
きるようになったとのこと。
顔写真2枚の提出が不要にな
るそうです。
導入時の戦々恐々としてい
た頃と比較するのはNGでしょ
うか。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com